

行政事業レビューシート (文部科学省)

予算事業名	著作権行政の充実	事業開始年度	昭和26年度	作成責任者		
担当部局庁	文化庁	担当課室	著作権課	著作権課長 永山 裕二		
会計区分	一般会計	上位政策	文化芸術振興のための基盤の充実			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	著作権法第105条～第111条 文学的及び美術的著作物の保護に関するベル ヌ条約/パリ改正条約第25条(4)(a)	関係する計 画、通知等	司法制度改革推進計画			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	著作権紛争解決あっせん制度は、著作権等に関する紛争が生じた場合、第三者が関与することで実情に即した簡易、迅速な解決を図ることを目的とする。 また、世界的所有権機関分担金は世界的所有権機関(WIPO)加盟国としてWIPOの運営費を支払い、加盟国の著作権者の権利の保護に資することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	著作権紛争解決あっせん制度は、著作権法に規定する著作者人格権、著作権、著作隣接権及び二次使用料または報酬に関する紛争をあっせんにより解決するため、文化庁長官が著作権紛争解決あっせん委員を置き、これにより当事者間のあっせんを行う。 また、世界的所有権機関分担金は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約/パリ改正条約(以下、「ベルヌ条約」という。)第25条(4)(a)において、WIPO運営費を支払うことが加盟国に義務づけられており、我が国は等級I(その他の等級Iの加盟国:アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ)に分類されて、これを文化庁26.6%、特許庁73.4%の比率で支払っている。					
実施状況	著作権紛争解決あっせん制度はあっせんの申請がなかったため実施していない。 世界的所有権機関分担金は予算どおりWIPO事務局に支出した。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	29	30	28	27	27
	執行額	28	30	28		
	執行率	96.6%	100.0%	100.0%		
	総事業費(執行ベース)	28	30	28		
自己点検	支出先・ 用途の把 握水準・ 状況	分担金支出国として、WIPO事務局での予算の適正な執行を監視するため特許庁と連携し、WIPO一般総会等での議論に参加している。				
	見直しの 余地	著作権紛争解決あっせん制度は基準となる単価に基づき委員手当や委員等旅費、会議費等を実績に基づき直接支出するものであり、見直しは困難である。 世界的所有権機関分担金も国際機関による取り決めのため、日本単独で見直すことは困難である。ただ、引き続き特許庁と連携し、当該分担金がWIPO内で適切に使用されているか監視していきたいと考えている。				
予算・ 監視の 効率化	1. 事業評価の観点:この事業は、国際機関に対する分担金であり、長期継続事業の観点から検証する。 2. 所見:条約に基づく分担金の支払いであり、現行において見直しの余地はなく、現在の仕組み及び予算規模を引き続き維持すべきである。					
補記						

文化庁  
28百万円



【分担金】

A. 世界知的所有権機関  
28百万円

〔 WIPO加盟国の著作権者の権利の保護に資する。 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者につ  
 いて記載する。  
 使途と費目の  
 双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.世界知的所有権機関			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
分担金	WIPO分担金	28			
計		28	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0